

沼監第50号
令和5年10月10日

請求人様

沼津市監査委員 間野吉幸
同 大川正博

沼津市職員に関する措置請求について（通知）

令和5年9月25日受付の沼津市職員措置請求については、慎重に審議した結果、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の請求要件を欠いていることから、これを却下することが相当であると決定したので通知します。

記

1 請求人

2 監査の請求

- (1) 請求書の受付
令和5年9月25日

(2) 請求の趣旨

沼津市長に対して、山下氏を相手に行う予定である「不当利得返還請求訴訟」について、公金を多額に支出する正当性はなく、支出することで沼津市財政を著しく棄損するものであることから、山下氏に対する提訴議案を取り下げ、多額の訴訟費用を支出することなく話し合いで解決し、市民の血税を不法に支出しないこと。また、仮に訴訟費用などが支出された場合は、これを市に返還する措置を求める。

3 監査委員の除斥

監査委員の加藤明子は、法第199条の2の規定により除斥された。

4 請求の要件審査

住民監査請求は、住民が自らの居住する地方公共団体の違法若しくは不当な財務会計上の行為（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含

む) 又は怠る事実があると認めるときは、監査委員に対し監査を求め、その行為に対し必要な措置を講ずべきことを請求することができる制度である。

法第242条に定める住民監査請求の対象となるのは、違法若しくは不当な財務会計上の行為に限られていることから、住民監査請求が適法なものとなるためには、請求人から当該財務会計上の行為の違法性・不当性が具体的かつ客観的に示されることが必要である。

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）において請求人は、提訴議案が議決されることによって、支出する可能性がある訴訟費用についての財務会計上の行為が違法・不当であると主張しているものと解される。

当該財務会計上の行為の違法性・不当性を主張するには、当該行為がなされたことが相当の確実さをもって予測される場合も含まれるが、単にその可能性が漠然と存在するだけではなく、その可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合をいう。

そこで、本件請求の事案をみると、本件議案については、本日現在、いまだ議会での議決に至っておらず、当然ながら、可決を前提とする予算措置もなされていない。

このような状況では、当該財務会計上の行為（当該提訴にかかる訴訟費用の支出）が現実にされていないのはもちろんのこと、それが確実に予測されるものともいえない。

5 結論

本件住民監査請求は、法第242条第1項に定める所定の要件を欠いているものと判断されることから、本請求を却下する。